

平成19年7月27日

学 生 各 位

学 生 部

平成19年新潟県中越沖地震等の災害により経済的支援が必要になった場合の相談について

このたびの震災等の災害に遭われた世帯の方々につきましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、災害救助法の適用を受けた地域及びその近隣で震災に遭われた世帯の方々については、奨学金、授業料免除に関して特別の制度が適用されます。奨学金等を希望される場合は、学生部学務課学生支援第一係までご相談ください。

日本学生支援機構奨学金の場合、特別に緊急、応急採用として奨学生に採用される場合があります。また、授業料免除についても、学力基準を緩和する他、家計についても損害額を控除して判定する等の措置を採ります。

記

災害救助法適用地域（平成19年7月25日現在）

平成19年新潟県中越沖地震

【新潟県】長岡市，柏崎市，小千谷市，上越市，三島郡出雲崎町，
刈羽郡刈羽村
三条市，十日町市，燕市，南魚沼市

台風4号及び梅雨前線による大雨

【熊本県】下益城郡美里町

災害救助法適用地域は今後、拡大することもあります。災害により経済的支援が必要になった場合は、現在の適用地域に関わらず、ご相談ください。

担当

学生部学務課学生支援第一係（事務局棟2階）

電話：076-264-5164

e-mail: stsien1@ad.kanazawa-u.ac.jp